

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表します。

6 佐地環第 30-2 号
令和 6 年（2024 年）4 月 22 日

長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	○

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県小諸市大字塩野字南ヶ原 4128 番地 3 株式会社リニューアル 代表取締役 横内 芳美	
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第 48 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	○木くずの破砕施設 長野県小諸市大字塩野字南ヶ原 4128 番地 3 ○堆肥化施設 長野県北佐久郡御代田町大字塩野字南ヶ原 4265 番地、 4266 番地、4268 番地
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕、堆肥化）
	③処理を行う廃棄物の種類	木くず、動植物性残さ（植物性残さに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○木くずの破砕施設 576t/日（72t/h 8 時間稼働） ○堆肥化施設 面積 1,180.9 m ² 、容積 5,500 m ³
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
条例第 48 条	⑭廃止の年月日	令和 6 年 4 月 11 日